

別表 1（第 3 関係（事業内容及び採択要件））

事業内容	補助対象	補助率	採択要件
1 骨組みとなるパイプ等の修繕・補強・移設	(1) 修繕 骨材・部材・消耗品（スプリング、パッカー）等の資材費、施工費等 (2) 補強 補強に係る資材（水平梁、母屋パイプ、天井ブレース等）、施工費等 (3) 移設 解体撤去費、運搬費、部材・消耗品（スプリング、パッカー）等の資材費、建込費等 ※ 1 上記 1 の(3)については、移設を行う場合は、耐用年数以内も対象とする。	1/3 以内 事業費が 1,500 千円（税抜）以上の取組 補助上限額は、1,700 千円/10a かつ、農業者又は営農集団ごとに、3,400 千円とする。	1 国庫交付金等他の補助事業の対象となる要望については、原則として採択しない。 2 対象ハウスの長寿命化に資する取組であり、事業実施後、8 年以上継続して施設を利用すること。 3 自力施工の場合の施工費は対象外とする。 4 園芸施設共済又は民間保険へ原則加入すること。
2 1 の事業を行った上で最低限必要な温度制御機能を果たす資機材等の導入	外張被覆資材、内張被覆資材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・換気扇等の導入に要する経費 ※ 2 上記の 2 については、事業費は、全体事業費の 50%未満とすること		